

## 指導検査基準（宿泊サービス事業）

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
第1 総則	<p>1 基本方針</p> <p>(1) 宿泊サービス事業者は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を継続できるよう、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話に係るサービス提供を行っているか。</p> <p>(2) 宿泊サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った宿泊サービスの提供に努めるか。</p> <p>(3) 宿泊サービス事業者は、利用者の状況や宿泊サービスの提供内容について、当該指定通所介護事業者等、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者又は法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）と必要な連携を行っているか。</p> <p>(4) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービス事業の実施及び運営に当たっては、消防法（昭和23年法律第186号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の法令等を遵守しているか。</p>	<p>基準第1の3(2)</p> <p>基準第1の3(3)</p> <p>基準第1の3(4)</p> <p>基準第1の3(5)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 概況説明</li> <li>・ 定款、寄付行為</li> <li>・ 運営規程</li> <li>・ パンフレット</li> </ul>
	<p>2 宿泊サービスを提供する上での原則</p> <p>(1) 宿泊サービス事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支</p>	<p>基準第1の4(1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宿泊サービス計画</li> <li>・ 居宅サービス計画</li> <li>・ サービス提供の記録</li> </ul>

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
第2 人員に関する基準	<p>障がある者を対象に、宿泊サービスを提供しているか。</p> <p>(2) 宿泊サービス事業者は、(1)の趣旨に鑑み、緊急かつ短期間の利用として宿泊サービスを提供しているか。</p> <p>なお、利用者のやむを得ない事情により連続した利用が予定される場合においては、指定居宅介護支援事業者等と密に連携を図った上で、次の日数の範囲で宿泊サービスを提供しているか。</p> <p>利用者に連続して宿泊サービスを提供する日数の上限は、原則30日とすること。</p> <p>利用者に宿泊サービスを提供する日数については、法第19条第1項に規定する要介護認定の有効期間又は同条第2項に規定する要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにすること。</p> <p>1 従業者の員数及び資格</p> <p>(1) 宿泊サービス従業者については、宿泊サービスの提供を行う時間帯(以下「提供時間帯」という。)を通じて介護職員又は看護職員(看護師又は准看護師をいう。)を常時1以上確保しているか。</p> <p>&lt;従業者の員数について、宿泊サービス提供時間帯を通じて、介護職員又は看護職員を常時1以上確保することとしていることについて&gt;</p> <p>(1)本規定の「介護職員又は看護職員を常時1以上確保」とは、利用定員及び宿泊提供場所等の事業所ごとの運営実態に応じて、利用者に安全かつ適切な宿泊サービス提供を行うのに必要な人数を配置しなければなら</p>	<p>基準第1の4(2)</p> <p>基準第2の1(1)</p> <p>留意事項通知2</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービス提供の記録</li> <li>・ 宿泊サービス計画</li> <li>・ 認定期間の分かる書類(被保険者証の写し等)</li> <li>・ 従業員名簿(職種が分かるもの)</li> <li>・ 職員の勤務状況がわかる書類(勤務スケジュール表、出勤簿、タイムカード等)</li> <li>・ 雇用契約書</li> <li>・ 各職種の資格証明書</li> <li>・ 職員の履歴書</li> <li>・ 利用者数が分かる書類(利用者名簿、業務日誌等)</li> </ul>

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
<p>第3 設備に関する基準 宿泊サービス - 3</p>	<p>ないことを定めていること。</p> <p>(2) 例えば、利用定員が10名以上の宿泊サービス事業所や複数の階で宿泊サービスを提供する事業所においては、安全かつ適切な宿泊サービスを提供するために複数名の職員を配置することが望ましいこと。</p> <p>(3) (2)の事例等においては、従業者の配置での対応だけでなく、その他基準に定める内容等により、利用者の安全確保に努めること。</p> <p>(2) 宿泊サービス従業者のうち介護職員については、介護福祉士等の資格を有する者又は訪問介護員等養成研修1級若しくは2級課程を修了した者が望ましく、これらに該当する者であるか。</p> <p>なお、それ以外の宿泊サービス従業者にあっても、介護等に対する知識及び経験を有する者であるか。</p> <p>(3) 夕食及び朝食時間等の繁忙時間帯においては、必要な員数を確保しているか。</p> <p>(4) 緊急時に対応するため宿直職員の配置又は提供時間帯を通じた連絡体制の整備を行っているか。</p> <p>2 責任者 宿泊サービス事業者は、宿泊サービス従業者の中から、責任者を定めているか。</p> <p>1 利用定員</p>	<p>基準第2の1(2)</p> <p>基準第2の1(3)</p> <p>基準第2の1(4)</p> <p>基準第2の2</p>	<p>・ 従業員名簿(職種が分かるもの)</p> <p>・ 職員の勤務状況がわかる書類(勤務スケジュール表、出勤簿、タイムカード等)</p>

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	<p>宿泊サービス事業所は、利用定員を当該指定通所介護事業所等の運営規程に定める利用定員の2分の1以下としているか。ただし、2(2)の基準を満たす範囲としているか。</p> <p>2 設備及び備品等</p> <p>(1) 宿泊サービス事業所は、宿泊室及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに宿泊サービスに必要なその他の設備及び備品等を備え、当該指定通所介護事業所等の運営に支障がないよう適切に管理しているか。</p> <p>なお、当該指定通所介護事業所等の設備及び備品等については、その運営に支障がない範囲で使用して差し支えない。</p> <p>(2)(1)に掲げる宿泊室及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備の基準は、次のとおりとなっているか。</p> <p>宿泊室</p> <p>ア 宿泊室の定員は、1室当たり1人としているか。ただし、利用者の希望等により処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができるものとしているか。</p> <p>イ 宿泊室の床面積は、1室当たり7.43平方メートル以上としているか。</p> <p>ウ ア及びイを満たす宿泊室(以下「個室」という。)以外の宿泊室を設ける場合、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものとしているか。ただし、プライバシーが確保されたものとは、例えば、パ</p>	<p>基準第3の1</p> <p>基準第3の2(1)</p> <p>基準第3の2(2)</p> <p>ア</p> <p>基準第3の2(2)</p> <p>イ</p> <p>基準第3の2(2)</p> <p>ウ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定員数が分かるもの(運営規程、利用者名簿等)</li> <li>・ 通所介護事業所の運営規程</li> <li>・ 事業所の構造設備が分かる平面図等、建物の構造が耐火構造かどうか分かる書類(建物の登記簿、賃貸借契約書等)</li> <li>・ 事業の開始届・変更届の控え</li> <li>・ 設備・備品の台帳、レンタル契約書、居室の定員数が分かるもの(運営規程、利用者名簿等)</li> <li>・ 事業所の構造設備が分かる平面図等</li> <li>・ 事業の開始届・変更届の控え</li> </ul>

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	<p>ーテーションや家具などにより利用者同士の視線の遮断が確保されるものである必要があるが、壁やふすまのような建具まで要するものではないこと。</p> <p>なお、カーテンはプライバシーが確保されたものとはならない。</p> <p>&lt; 個室以外の場所に宿泊室を設ける場合の一人当たり面積について &gt;</p> <p>( 1 ) 利用者が泊まるスペースは、基本的に1人当たり7.43㎡程度あり、かつ、その構造についてプライバシーが確保されたものであることが必要であることから、例えば、6畳間であれば、基本的に1人を宿泊させることになること。</p> <p>( 2 ) 個室の利用定員は、原則1人であるが、6畳間において夫婦での利用希望の場合など、一時的に2人を宿泊させたとしても直ちに基準違反にならないこと。</p> <p>( 3 ) 他の利用者が通らない宿泊室と連続した縁側等については、宿泊室の面積に含めて差し支えないこと。</p> <p>( 4 ) 個室以外の宿泊室の面積においては、台所、廊下、玄関ホール、脱衣所等の居室以外の面積は含まれないこと。</p> <p>( 5 ) 本基準の「個室以外の宿泊室」の面積と指定通所介護事業所等の「食堂兼機能訓練室」の届出面積とは直接関係ないものであること。</p> <p>消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 消防法その他の法令等に規定された設備を確実に設置しているか。</p>	<p>留意事項通知 1</p> <p>基準第3の2(2)</p>	<p>・ 設備・備品の台帳、レンタル契約書、居室の定員数が分かるもの(運営規程、利用者</p>

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
第 4 運営に関する基準	<p>(注) 1 か月に 5 日以上宿泊サービスを提供する事業所は、消防法施行令別表第 1 ( 6 ) 項口が適用されるため、次の表に掲げる消防用設備等の設置が義務付けられている。詳細については、最寄の消防署に確認のこと。</p> <p>ア 防災クロス・カーテン等</p> <p>イ 誘導灯</p> <p>ウ 消火器</p> <p>エ 自動火災報知設備</p> <p>オ 消防機関へ通報する火災報知設備 消防署に近接している場合、設置義務がない場合あり</p> <p>カ スプリンクラー設備 規模や用途により設置義務がない場合があり</p> <p>1 内容及び手続の説明及び同意 宿泊サービス事業者は、宿泊サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、10 に定める運営規程の概要、宿泊サービス責任者の氏名、宿泊サービス従業者の勤務体制その他の利用申込者の宿泊サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、宿泊サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>2 宿泊サービス提供の記録 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスを提供した際には、</p>	<p>基準第 4 の 1</p> <p>基準第 4 の 2</p>	<p>名簿等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所の構造設備が分かる平面図等</li> <li>・ 事業の開始届・変更届の控え</li> </ul> <p>・ 運営規程、説明文書 ( 重要事項説明書、契約書、パンフレット等 )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用申込書</li> <li>・ 利用者の同意に関する文書</li> </ul> <p>・ 居宅サービス計画書</p> <p>・ 宿泊サービス計画書</p>

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	<p>心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。</p> <p>3 宿泊サービスの取扱方針</p> <p>(1) 宿泊サービス事業者は、利用者が法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者の場合においては、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当かつ適切に行っているか。</p> <p>また、利用者が法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者の場合においては、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっているか。</p> <p>(2) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、宿泊サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>(3) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならないか。</p> <p>(4) 宿泊サービス事業者は、(3)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由を記録しているか。</p>	<p>基準第4の3(1)</p> <p>基準第4の3(2)</p> <p>基準第4の3(3)</p> <p>基準第4の3(4)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービス提供の記録</li> <li>・ 宿泊サービス計画</li> <li>・ サービス提供の記録</li> <li>・ 利用者に関する記録</li> <li>・ 宿泊サービス計画</li> <li>・ サービス提供の記録</li> <li>・ 身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由</li> </ul>

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	<p>4 宿泊サービス計画の作成</p> <p>宿泊サービス事業者は、宿泊サービスを4日以上連続して利用することが予定されている利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえて、利用者が利用する指定通所介護事業所等におけるサービスとの継続性に配慮して、当該利用者の指定居宅介護支援事業者等と連携を図った上、具体的なサービスの内容等を記載した宿泊サービス計画を作成しているか。</p> <p>5 介護</p> <p>(1) 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。</p> <p>(2) 宿泊サービス事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っているか。</p> <p>(3) 宿泊サービス事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えているか。</p> <p>(4) 宿泊サービス事業者は、(1)から(3)までに定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行っているか。</p> <p>6 食事</p> <p>(1) 宿泊サービス事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しているか。</p> <p>(2) 宿泊サービス事業者は、利用者が可能な限り離床して、</p>	<p>基準第4の4</p> <p>基準第4の5(1)</p> <p>基準第4の5(2)</p> <p>基準第4の5(3)</p> <p>基準第4の5(4)</p> <p>基準第4の6(1)</p> <p>基準第4の6(2)</p>	<p>の記録</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宿泊サービス計画</li> <li>・ サービス提供の記録</li> <li>・ 居宅サービス計画</li> <li>・ 通所介護計画</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宿泊サービス計画</li> <li>・ サービス提供の記録</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宿泊サービス計画</li> <li>・ サービス提供の記録</li> </ul>



事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	<p>適切な場所で食事を摂ることを支援しているか。</p> <p>7 健康への配慮</p> <p>宿泊サービス事業者は、当該指定通所介護事業所等において把握している利用者の健康に関する情報に基づき、必要に応じて主治の医師や指定居宅介護支援事業者等と連携し、常に利用者の健康の状況に配慮して適切な宿泊サービスを提供しているか。</p> <p>8 相談及び援助</p> <p>宿泊サービス事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。</p> <p>9 緊急時等の対応</p> <p>宿泊サービス事業者は、現に宿泊サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ協力医療機関を定めている場合は、協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p> <p>10 運営規程</p> <p>宿泊サービス事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めているか。</p> <p>事業の目的及び運営の方針 従業者の職種、員数及び職務の内容 利用定員</p>	<p>基準第4の7</p> <p>基準第4の8</p> <p>基準第4の9</p> <p>基準第4の10</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービス提供の記録</li> <li>・ 業務日誌等</li> <li>・ 利用者の心身の状況の記録</li> <li>・ サービス提供の記録</li> <li>・ 業務日誌等</li> <li>・ 運営規程</li> <li>・ 利用者に関する記録</li> <li>・ サービス提供の記録</li> <li>・ 業務日誌等</li> <li>・ 協力医療機関との取決めに関する書類</li> <li>・ 運営規程</li> <li>・ 事業の開始届・変更届</li> </ul>

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	<p>宿泊サービスの内容及び利用料その他の費用の額            宿泊サービス利用に当たっての留意事項            緊急時等における対応方法            非常災害対策            その他運営に関する重要事項</p> <p>11 勤務体制の確保等            (1) 宿泊サービス事業者は、利用者に対し適切な宿泊サービスを提供できるよう、宿泊サービス従業者の勤務の体制を定めているか。            (2) 宿泊サービス事業者は、当該宿泊サービス従業者によって宿泊サービスを提供しているか。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>12 定員の遵守            宿泊サービス事業者は、運営規程に定める利用定員を超えて宿泊サービスの提供を行っていないか。</p> <p>13 非常災害対策            宿泊サービス事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び地域住民等との連携体制を整備し、それらを定期的に宿泊サービス従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。            また、(1) 昭和56年5月31日以前に新築した建築物のうち</p>	<p>基準第4の11(1)</p> <p>基準第4の11(2)</p> <p>基準第4の12</p> <p>基準第4の13</p> <p>建築物の耐震改修</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営規程</li> <li>・ 就業規則</li> <li>・ 雇用契約書</li> <li>・ 勤務表</li> <li>・ サービス提供の記録</li> <li>・ 業務日誌等</li> <li>・ 業務委託契約書</li> <li>・ 利用者の名簿</li> <li>・ 利用契約書</li> <li>・ 運営規程</li> <li>・ 宿泊サービス計画</li> <li>・ サービス提供の記録</li> <li>・ 消防計画又はこれに準ずる計画</li> <li>・ 通報連携体制に関する書類</li> <li>・ 防火管理者の届出書又は防火責任者を定めて書類</li> <li>・ 訓練記録</li> </ul>

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	<p>ち、一定要件（ ）を満たす建築物（要緊急安全確認大規模建築物）の所有者は、平成27年12月31日までに耐震診断を行い、その結果を所管行政庁に報告を行うための準備を進めているか。</p> <p>* 一定要件</p> <p>階数2及び延床面積5,000㎡以上の社会福祉施設等もしくは階数2及び延床面積1,500㎡以上の保育所</p> <p>（2）昭和56年5月31日以前に新築した建築物のうち、現行の建築基準法の耐震関係規定に適合しない建築物（既存耐震不適格建築物）の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めているか。</p> <p>14 衛生管理等</p> <p>（1）宿泊サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。</p> <p>（2）宿泊サービス事業者は、当該宿泊サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。</p> <p>15 掲示</p> <p>宿泊サービス事業者は、当該宿泊サービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、宿泊サービス責任者の氏名、宿泊サービス従業者等の勤務の体制、苦情処理の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p>16 秘密保持等</p>	<p>の促進に関する法律附則第3条、同法律第5条第3項第1号 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令附則第2条、同施行令第3条 建築物の耐震改修の促進に関する法律第16条第1項、第5条第3項第1号 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第3条</p> <p>基準第4の14（1）</p> <p>基準第4の14（2）</p> <p>基準第4の15</p>	<p>・ 衛生マニュアル</p> <p>・ 衛生管理等に関する諸記録</p> <p>・ 重要事項に関する掲示物</p> <p>・ 秘密保持に関する雇用時の</p>

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	<p>( 1 ) 宿泊サービス従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>( 2 ) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービス従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>( 3 ) 宿泊サービス事業者は、指定居宅介護支援事業者等との連携において、宿泊サービス事業所における利用者の個人情報の情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ているか。</p> <p>17 広告  宿泊サービス事業者は、宿泊サービス事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしていないか。</p> <p>18 苦情処理  ( 1 ) 宿泊サービス事業者は、提供した宿泊サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>( 2 ) 宿泊サービス事業者は、( 1 ) の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>19 事故発生時の対応  ( 1 ) 宿泊サービス事業者は、利用者に対する宿泊サービスの提供により事故が発生した場合は、指定通所介護事業所等の事故発生時の取扱いに準じて、必要な措置を講じている</p>	<p>基準第 4 の 16 ( 1 )</p> <p>基準第 4 の 16 ( 2 )</p> <p>基準第 4 の 16 ( 3 )</p> <p>基準第 4 の 17</p> <p>基準第 4 の 18 ( 1 )</p> <p>基準第 4 の 18 ( 2 )</p> <p>基準第 4 の 19 ( 1 )</p>	<p>誓約書等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者及び家族の同意書</li> <li>・ パンフレット</li> <li>・ ポスター等、広告</li> <li>・ 運営規程</li> <li>・ 掲示物</li> <li>・ 事業の開始届・変更届</li> <li>・ 苦情に関する記録</li> <li>・ 連絡マニュアル類</li> <li>・ 事故記録等</li> </ul>

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
第5 届出	<p>か。</p> <p>( 2 ) 宿泊サービス事業者は、( 1 ) の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。</p> <p>( 3 ) 宿泊サービス事業者は、利用者に対する宿泊サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p> <p>20 調査への協力等</p> <p>宿泊サービス事業者は、提供した宿泊サービスに関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当かつ適切な宿泊サービスが行われているかどうかを確認するために東京都及び区市町村が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行っているか。</p> <p>21 記録の整備</p> <p>( 1 ) 宿泊サービス事業者は、従業者、設備、備品に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>( 2 ) 宿泊サービス事業者は、利用者に対する宿泊サービスの提供に関する次の から までに掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。</p> <p>2 に定める具体的な宿泊サービス提供の内容等の記録</p> <p>4 に定める宿泊サービス計画</p> <p>18 ( 2 ) に定める苦情の内容等の記録</p> <p>19 ( 2 ) に定める事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>基準第4の19(2)</p> <p>基準第4の19(3)</p> <p>基準第4の20</p> <p>基準第4の21(1)</p> <p>基準第4の21(2)</p>	<p>・ 指導・助言及びその改善等に関する記録</p> <p>・ 職員名簿</p> <p>・ 設備備品台帳</p> <p>・ その他各種保存書類</p> <p>・ サービス提供の記録</p> <p>・ 宿泊サービス計画</p> <p>・ 苦情等に関する記録</p> <p>・ 事故に関する記録</p>

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	<p>1 宿泊サービスを提供する事業者の届出            宿泊サービス事業者は、宿泊サービス事業所のうち、1か月に5日以上宿泊サービスを提供する事業所について、知事に届出を行っているか。</p> <p>2 宿泊サービスに関する届出</p> <p>(1) 開始届            宿泊サービス事業者は、1に該当する場合において、実施要領に定める事項を公表されることに同意するときは、開始届により、知事に届け出ているか。</p> <p>(2) 変更届            宿泊サービス事業者は、開始届の内容に変更があった場合は、変更届により、変更の事由が生じてから10日以内に知事に届け出ているか。</p> <p>(3) 休止・廃止届            宿泊サービス事業者は、当該宿泊サービス事業を休止又は廃止する場合には、休止・廃止届により、知事に届け出ているか。</p>	<p>実施要綱第4の1</p> <p>実施要綱第5の1</p> <p>実施要綱第5の2</p> <p>実施要綱第5の3</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 届出書類（宿泊サービス開始届）</li> <li>・ 届出書類（宿泊サービス開始届）</li> <li>・ 変更等に関する届出書類</li> <li>・ 休止届・廃止届</li> </ul>